

就学奨励費にかかる提出書類について

① 「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」・・・（別添様式8）

○世帯の状況は、令和7年（2025年）12月末日現在で記入してください。

（例：記入日現在 小学部1年の方→〇〇保育園年長、中学部1年→小学部6年）

別居中の同一生計世帯員（単身赴任、県外の大学等に在学している者など）も記入し、住民票の写しを添付してください。（本調書作成時まで前年12月末日現在の世帯員から変更が生じた場合は、記入前に事務室に御相談ください。）

○昨年12月末日現在で世帯員（本人含む）が学校に在学中の場合は、**世帯の状況欄に学校名を記入し、特別支援学級に在学していた場合は、その旨を必ず記入**してください。

◎生活保護を受けている場合・・・

[生活保護受給証明書欄]に福祉事務所長の証明印を受領してください。世帯の状況欄は必ず記入してください。（③所得証明と④住民票は不要です。）

◎就学奨励費の受給を全額辞退する場合・・・

[就学奨励費受給辞退者の記名押印欄]に☑印と保護者等氏名を記入・押印ください。

辞退の場合も、世帯の状況欄は必ず記入してください。（③所得証明と④住民票は不要です。）

② 「交通費所要額調書」・・・（別添様式3）

○最も多い通学方法を記入してください。

○自家用車を利用される場合は、最も短い距離の経路で自宅からの送迎場所までの片道の距離を100m単位まで正確に計測し、記入してください。

（通学バス利用で、バス停まで自家用車で送迎される場合は、自宅からバス停までの片道の距離を記入してください。）

○路線バス・電車利用の場合は、利用するバス停名・駅名を正確に記入し、バス会社名、路線名等も忘れず記入してください。

○通学定期券等の購入の際は療育手帳等を提示して割引をうけてください。

通学日数に応じた、もっとも安価な通学定期の額が支給の基準額となります。

（調書には1ヶ月と3ヶ月の定期券額を記入してください。）

○身体障害者手帳・療育手帳の等級欄の記入漏れがないようにしてください。

③「令和7年（2025年）分所得等について証明願」

・（別添様式9）に市町村役場で証明を受けたもの

又は、

「令和8年度（2026年度）課税所得についての証明書」

・市町村役場発行のもの・マイナンバーカードにより
コンビニでの発行されたもの

○所得のない方も含めた家族分について、市町村役場から証明又は発行をしてもらってください。

※ ただし収入の無い義務教育終了前の方の分は提出不要です。

○社会保険料、生命保険料等の控除額が記載された所得証明であること。

熊本市の場合は、「令和8年度 市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書 個人分」をお願いします。

【補足】 社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除がない方が世帯に複数名いる場合については世帯用の証明書1通に加えて、所得・控除がある方の個人用の証明書を各々1通提出いただいても結構です。各保険料の控除額が確認できない場合、支弁区分の算定に不利となることがありますのでご注意ください。

○「令和7年（2025年）分所得等についての証明願」及び「令和8年度（2026年度）の所得証明書」は、令和8年（2026年）6月以降の発行日の書類になります。

※4、5月中の日付の書類は、前年の内容なので使用できません。

④世帯全員分の「住民票」

○同一生計世帯全員分（乳幼児、祖父母、叔父叔母等、生活費を一緒にしている家族全員分）が必要です。同一住所で、住民票上世帯を分けていても、生活費を一緒にしている場合は、提出が必要です。）

○本籍地、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

○令和7年（2025年）12月末日以降、転居または家族構成に減員があった

場合は、以前の市町村役場で「除票の写し」をもらってください。

(現時点で別生計の方の分は不要です。)

特に留意すること

- ◎ 基準となる日 **令和7年(2025年)12月31日**
(世帯の状況欄には**前の年の半年を記載**となります)
- ◎ 世帯の状況 同じ世帯**全員**を記入
- ◎ 自家用車利用の距離 毎年変わらないように**正確**に測ってください。
- ◎ 住民票 **世帯全員分**
- ◎ 所得証明
 - ・ **令和8年度(2026年度)の課税にかかる所得**
(令和7年1月～令和7年12月の所得)
 - ・ 収入のない方も含めた**世帯員**の所得証明
(ただし収入の無い義務教育終了前の方の分は提出不要)
 - ・ **令和8年(2026年)1月1日**に住んでいた市町村で
令和8年(2026年)6月1日以降に証明をもらう
(注:市町村によっては、6/1に最新の証明書がとれないこ
とがあります。取得前に確認してください。)
 - ・ 特別支援学校**就学奨励費**申請のために所得証明書をもらうことにな
ります。(就学支援金ではありません。)
 - ・ **社会保険料等の控除額が記載されていることを確認**
- ◎ 提出日 **令和8年6月15日(月)まで**
熊本支援学校事務室または担任に提出

※転居や通学方法が変更になった場合は、速やかに事務室に連絡してください。

※本校に兄弟姉妹がいる場合は、③「所得証明書」、④「住民票」は各1部で結構です。ただし、①「収入額・需要額調書」と②「交通費所要額調書」は兄弟姉妹それぞれ必要です。

※ お問い合わせは、学校の事務室まで (TEL 096-371-2323)